

令和6年度(2024年度)の助成制度の内容について

再エネ等の種類を選択し、助成金の助成条件や数額を記入 (注:市町村の都合が事項(記入))										助成制度の概要									
市町村名	制度										制度名称	方法	対象	対象区分		補助金額・限度額 (償還方法・利率等)	実施期間	備考 (制度URL、その他)	担当部署 及び担当部署電話番号
	①太陽光 発電シス テム	②太陽 光発電 設備導 入シス テム	③その 他の再 エネ発 電設備	④再エ ネ発電 設備導 入シス テム	⑤再エ ネ発電 設備導 入シス テム	⑥再エ ネ発電 設備導 入シス テム	⑦再エ ネ発電 設備導 入シス テム	⑧その 他の再 エネ発 電設備	⑨その他										
熊本市	○				○						○太陽光発電設備導入補助金(蓄電池併設型) 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、太陽光発電設備及び蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者であること(当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき8万円	2024年5月30日～2025年3月7日						
						○					○蓄電池導入補助金(固定価格買取制度満了世帯対象) 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、蓄電池を導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者であること(当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき8万円	2024年5月30日～2025年3月7日						
							○				○省エネルギー設備導入補助金 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次の各号のいずれかに該当する者であること ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業団体 ウ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人 エ 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 補助金の交付に係る申込みの日において、補助対象事業を実施する事業所について、次の各号のいずれかに該当するものであること。ア 熊本市事業所グリーン宣言登録制度(環境負荷の少ない事業活動に取り組むことを本市(市民)に対して宣言する事業所について、登録を受ける本市の制度をいう。)による登録を受けている事業所(登録に向けて宣言している事業所を含む。) イ エコアクション21認証・登録制度(「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証し、登録する事業者の制度をいう。)による認証及び登録を受けている事業所 ウ ISO14001認証制度(国際規格を機能14001に基づき、環境への配慮を行う事業者を認証する制度をいう。)による認証を受けている事業所 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	対象経費の3分の1(下限2万円、上限100万円)	2024年5月15日～2024年12月27日						
											○ZEH導入補助金 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、ZEHを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者であること(当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき10万円	2024年5月30日～2025年3月7日	https://www.city.kumamoto.jp/tokei/energy/detail.aspx?c_id=55&c_id=1887	環境局環境推進課 熊本市戦略課 096-328-2355				
											○省エネ家電製品導入補助金 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、本市に住民登録がある者であり、かつ、補助対象事業に係る購入者であること。 (2) 熊本市蓄力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき2万円	2024年4月15日～2025年3月7日						
宇土市										○エネファーム導入補助金 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、エネファームを導入した戸建住宅(本市に所在するものに限る。)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者であること(当該家族が当該居住地に住民登録がある場合に限る。) (2) 補助対象事業に係る契約の発注者であること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例第2条第2号及び第3号の規定に該当しない者であること。	1件につき8万円	2024年5月30日～2025年3月7日							
										○電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車導入補助金 【対象者】 (1) 補助金の交付に係る申込みの日において、次のいずれかに該当する者であること。ア 本市に住民登録がある者 イ 熊本市内に事業所を有する者であって、次のいずれかに該当する者であること。(イ) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(イ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に掲げる中小企業者(イ) 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人(イ) 法人税法(昭和43年法律第34号)第2条第6号に規定する公益法人等及び第7号に規定する協同組合等 (2) 電気自動車等に係る自動車検査証登録事項(ただし、自動車検査証が電子化されていない場合は、自動車検査証)において所有者(電気自動車等が所有権保持クレジットにより譲渡された場合は、使用者)として記載されていること。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 熊本市蓄力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。	1台につき10万円	2024年5月15日～2024年12月27日							
宇城市																			
美里町																			
荒尾市	○				○						太陽光発電 一般住宅:7万円/kW 民間事業者:5万円/kW 蓄電池:蓄電池価格の1/3 ZEH:55万円/戸 ZEH+:100万円/戸	R6.51～R7.1.10(補助金の上限に達し次第終了)	https://www.city.aragawa.jp/saishaku/5101.html	荒尾市環境保全課 0968-57-7857					
											高効率空調:1/2(上限200万円) 高効率照明:1/2(上限200万円)	R6.51～R7.1.10(補助金の上限に達し次第終了)	https://www.city.aragawa.jp/saishaku/5101.html	荒尾市環境保全課 0968-57-7857					
玉名市																			
玉東町																			
大矢町																			
南阿蘇町	○	○			○						太陽光51件 蓄電池 41件 ZEH+	補助対象者:次に掲げる条件のいずれにも該当するものでなければならない。 (1) 熊本市内の建物等に、次に掲げる対象のシステム(以下対象システムという。)を設置すること。 ア 太陽光発電システム イ 蓄電池システム ウ ZEH+ エ ZEH オ 高効率空調機器 カ 高効率照明機器 (2) 前号アからエまでの対象システムにあつては、当該対象システムを設置する者が個人又は法人(同システムをPPA(電力販売契約をいう。以下同じ。)又はリース事業により設置する場合は、PPA又はリース実施事業者)であつて、前号イ及びカの対象システムにあつては、当該対象システムを設置する者が事業者(同システムをリース事業により設置する場合は、リース実施事業者)であること。 (3) 地域連携型高効率再エネ推進交付金実施要綱(令和4年3月30日理設計発第220330号)制定/別紙2地域取組表移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業(重点対策加速化事業)の交付要件を満たすこと。 (4) 国、都道府県又は他の市町村による対象システムの設置に係る補助金等の交付を受けないこと。 (5) 荒尾市蓄力団排除条例(平成23年条例第19号)第2条第2項に規定する協力団員又は同条例第2条第1項に規定する協力団と密接な関係を有する者でないこと。	補助金額 5分の1 限度額 5万円	令和8年4月1日～※予算の範囲内	https://www.town.nanashan.jp/	税務市民課補佐 0968-57-8578			
長洲町																			
山鹿市																			
菊池市											補助対象者:次に掲げる条件を満たしていること。 (1) 菊池市に居住し又は居住を予定している居住用住宅(店舗等との併用住宅を含む。法人名義のもの及び貸用用のものを除く。以下同じ。)に住宅用太陽光発電設備(以下太陽光発電設備)を設置すること。 (2) その属する世帯(その者が居住する世帯である場合は、転入後属することとなる世帯)より、以下の条件(以下同じ。)の全ての者が、市税等を滞納していないこと。 (イ) その属する世帯の全ての者が、菊池市蓄力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する協力団又は同条例第2号に規定する協力団員でないこと。	(イ) 5.0kワットを超え6.0kワット未満のもの 3万円 (ロ) 6.0kワット以上および 5万円	2024年4月1日～2025年2月末日 ※予算の範囲内 ※補助金交付条第8条の規定により、当該設置工事が完了した日の翌日から起算して30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに実施報告書を提出するものに限る。	https://www.city.kikuchi.jp/notice/view/1190/33251.html	環境課 0968-29-7217				
合志市	○										○太陽光発電設備 【対象者】 当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者(いずれも当該居住地に住民登録があること) 【要件】 令和6年(2024年)3月から令和7年(2025年)2月末日までに事業(代金の支払を含む。)が完了したものの設置された設備の最大出力及びパワーコンディショナの定格出力のいずれも1kW以上10kW未満であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること(増設の場合はその最大出力が10kW未満であること)。 (2) 当該設備は、既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 補助対象設備等は転売(換装品)であること 市税の滞納がないこと	1件につき10万円※1世帯当たり1回に限る	令和6年(2024年)3月から令和7年(2025年)2月末日まで ※予算の範囲内 ※令和6年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/ki/00323246/index.html	市民生活部 環境衛生課 096-246-1202				
合志市	○										○太陽熱温水器(自然循環型) 【対象者】 当該設備の発注者であり、当該設備を導入した戸建住宅(本市に所在)に自ら居住し、又は主計を一にする家族が居住する者(いずれも当該居住地に住民登録があること) 【要件】 令和6年(2024年)3月から令和7年(2025年)2月末日までに事業(代金の支払を含む。)が完了したものの設置された設備の最大出力のいずれも1kW以上10kW未満であり、戸建住宅の敷地内で使用されるものであること(増設の場合はその最大出力が10kW未満であること)。 (2) 当該設備は、既存住宅へ設置するものであること(当該戸建住宅が新築(新たに建設され建設工事の完了から1年以内で、かつ、人が住んだことのないもの)を除く)。 補助対象設備等は転売(換装品)であること 市税の滞納がないこと	自然循環型:補助対象経費の1/5(上限2万5千円) ※1世帯当たり1回に限る	令和6年(2024年)3月から令和7年(2025年)2月末日まで ※予算の範囲内 ※令和6年度～7年度の3年間限定の予定	https://www.city.koshi.lg.jp/ki/00323246/index.html	市民生活部 環境衛生課 096-246-1202				

